

秋田県告示第232号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、次のとおり平成29年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則（昭和34年秋田県規則第34号）第2条第1項の規定に基づき、公告する。

平成29年4月28日

秋田県知事 佐竹敬久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成29年10月14日(土)午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

秋田市八橋南二丁目10番16号 秋田県J Aビル

2 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

3 受験資格

次に掲げる学歴及び実務経験を有する者とする。

(1) 学歴

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定により高等学校の入学資格を有する者

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終えた者又は厚生労働大臣がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 実務経験

平成29年度調理師試験実施要領により別に定める。

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書 2部

(2) 添付書類

平成29年度調理師試験実施要領により別に定める。

5 受験願書用紙の交付

(1) 期間

土曜日、日曜日を除き、平成29年6月12日(月)から同年7月7日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田県内の各地域振興局福祉環境部（県保健所）、秋田市保健所

他に鹿角地域振興局内県民ホールに配置

(3) その他

期間中、受験願書及び一部の添付書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)より、ダウンロードができる。

6 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日を除き、平成29年6月26日(月)から同年7月7日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

住所地为所管する地域振興局福祉環境部（県保健所）。秋田市の居住者は秋田市保健所。また、秋田県内に住所を有しない者にあつては、秋田県内の地域振興局福祉環境部（県保健所）とする。なお、郵送による願書提出は原則として認めない。

7 受験手数料

(1) 額

6,100円

(2) 納付方法

受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 合格者の発表

平成29年11月30日(木)午前10時に秋田県庁前公告板、各地域振興局福祉環境部（県保健所）及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者へ通知、また秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)にも合格者受験番号を掲載する。

9 開示請求の受付

(1) 開示請求ができる者

受験者本人

- (2) 開示内容
科目別得点及び総合得点
 - (3) 期日及び時間
土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成29年11月30日(木)から同年12月28日(木)までの午前9時から午後5時まで。
 - (4) 場所
秋田県健康福祉部健康推進課、各地域振興局福祉環境部(県保健所)
- 10 試験についての問合せ先
秋田県健康福祉部健康推進課(電話018-860-1422)、最寄りの地域振興局福祉環境部(県保健所)又は秋田市保健所まで。